

名古屋市上下水道局「週休2日制工事（設備工事）」の試行に関するQ&A
(R4.12.8版)

週休2日制の考え方

Q1：工事着手日とはいつのことを指すのですか。

A1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。

Q2：休日とはいつを指すのですか。

A2：土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36条）第2条第1号および第2号に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいます。

Q3：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A3：夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q4：要綱第2条（4）の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。

A4：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q5：土曜日に施工する予定であったが降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実施と考えてよいですか

A5：この制度は計画的な休日の取得を主旨としていますので、作業予定日の2日前以前に現場閉所への変更をした場合は、実施と考えます。しかし、作業日当日や前日に休工の判断をした場合は、現場閉所とは考えません。この場合、休日取得実施書（様式第1号）には他の休工との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工等）を記載してください。

Q6：工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになりますか。

A6：延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業

が図れるように配慮してください。

Q7：現場条件等により予定していた休日が取れない場合は、どのようにしたらよいですか。

A7：やむを得ない場合には、監督員との協議の上、前後10日間に振替休日を設定してください。休日取得計画・実績書（様式第1号）の備考欄へその旨を記載してください。

Q8：週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなりました。これを理由に工期延期は認められますか。

A8：当初の工期は週休2日を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q9：施工計画書に記載する「工程表」とはどのようなものですか。

A9：週休2日制工事の施工計画書ですので、週休2日の取得計画のわかる実工程表を記載してください。

Q10：休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はありますか。

A10：短時間の作業であればQ4を適用し、それ以外の場合には、要綱第2条（4）により対象期間から除かれておりますので振替休日の取得は不要です。ただし、休日取得計画・実績書（様式第1号）の備考欄等へ、その旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q11：休日前日の夜から休日の朝にかけての夜間工事は、休日に施工したことになるのですか。

A11：休日の施工とはなりません。

Q12：監督員による現場閉所の確認は、どのようにしますか。

A12：休日取得計画・実績書（様式第1号）、休日取得実績確認表（様式第2号）により確認します。（休日・夜間作業届でも確認をします。）

Q13：定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所の取得日となりますか

A13：定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと工事共通仕様書（施設総則編）に定めております。従いまして、休日取得を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。休日取得計画・実績書（様式第1号）には他の休工との違いが分かるように備考欄にその旨を記載して下さい。

Q14：要綱第4条第7項に、「工期末から3週間前までに休日取得実績確認表を提出すること。」と記載がありますが、施工途中で対象期間全ての確認表を提出できない場合はどうしたら良いですか。

A14：施工途中であっても休日取得実績確認表は3週間前までに必ず提出してください。休日取得が確認できない期間において、監督員が確実に休工可能と認める期間については現場閉所されたものとみなします。なお、要綱に記載のとおり、確認表の提出が遅れた場合、休日取得が確認できない期間は閉所率0%として扱います。

Q15：第3条第1項（4）の工程が現場条件に大きく制約されない工事とありますが、工程が現場条件に大きく制約される工事とはどのような工事ですか。

A15：第三者との協議により工程が大きく変更となる可能性がある鉄道近接工事を想定しています。

受注者希望型について

Q16：要綱5第3条第3項（1）では受注者希望型の対象工事は実施工程表を含む施工計画書を提出し監督員が認めた工事とありますが、施工計画書を提出する前に、実施工程表を提出し受注者希望型を希望することはできますか

A16：週休2日の取得計画が分かる実施工程表にて監督員と協議し、認められれば、同じ実施工程表を施工計画書へ記載してください。

Q17：契約工期は3か月以上ありますが、実質的な工事期間が極めて短い場合でも認められますか。

A17：現場作業が極端に短い場合には認められません。
（対象期間が4週間以上とします）

Q18：現場作業の工程が4週間以上の場合どのような場合でも、要綱第3条（3）の対象期間の4週間以上ある工事として認められますか

A18：インセンティブ付与の公平性を考慮し、作業日数が20日以上ある場合に対象期間が4週間以上ある工事として認められます。

Q19：あらかじめ月1日程度の休日施工が見込まれる場合は、受注者希望型を希望できますか

A19：計画段階で休日施工が見込まれる場合は、要綱第3条第1項（4）に基づき受注者希望型の対象とはなりません。

Q20：受注者希望型は、名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（設備工事）が令和3年10月1日から施行されたものが対象か令和4年12月8日から施行されるものが対象か判断がつきません。どのように確認すればよいですか

A20：令和4年12月8日以降に公告された工事はすべて令和4年12月8日施行の要綱が適用されます。判断に迷った場合は、担当監督員へ確認してください。

Q21：受注者希望型の実施を希望し、事前に協議を申し込む場合、どの程度前に協議が必要ですか。

A21：対象期間の開始日から遡って30日前までに監督員と協議を行ってください。

Q22：受注者希望型で要綱第3条第1項の対象外となる場合でも、「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（設備工事）」添付されていれば対象工事ということですか。

A22：「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（設備工事）」添付されている場合でも、対象期間が4週間未満等により対象工事に該当しない場合は、受注者希望型の対象工事とはなりません。

Q23：要綱第4条第2項の「現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合」とはどのような場合が該当しますか。

A23：設計書等で休日作業を指定されている工事や受注者の責によらず予期せぬ作業が発生し休日に作業を行う場合が該当します。

複数工種の合体工事について

Q24：複数の工事種別からなる工事は週休2日制工事の対象となりますか。

A24：主たる工事種別の要綱を満足し対象工事であれば、主たる工事種別の週休2日制工事の対象となります。一体工事として、週休2日に取り組んでください。なお、従たる工事は主たる工事の監督員と工程管理等打合せを行ってください。

達成状況について

Q25：87.5%以上の現場閉所の実施とはどのような考え方ですか

A25：対象期間の休日数を分母に、現場閉所を実施した日数を分子にした割合（率の小数第2位四捨五入）が、87.5%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

Q26：対象期間の休日数に対する現場閉所実施率は、月ごとで確認するのですか。

A26：対象期間の休日数に対する現場閉所実施率は、対象期間で算出します。

工事成績評定について

Q27：週休2日を考慮した計画工程表を提出しましたが、取得状況が75%未満となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A27：減点はありませんが、工程管理の不備等（書類の未提出等も含みます）が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q28：経費の算出は、どのようになりますか。

A28：対象期間内の現場閉所の状況に応じて、経費の算出を行います。

（補正係数については、要綱参照）

発注者指定型：当初設計から休日の現場閉所100%を前提とした補正係数を乗じ、休日の現場閉所状況を確認後、休日の現場閉所100%に満たない場合は、現場閉所状況に応じて補正します。

受注者希望型：休日の現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所率が適用区分に応じて補正係数を乗じます。

その他

Q29：施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめること

はできますか。

A29：実施困難な理由を整理したうえで監督員と協議してください。なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、発注者指定型では減額補正を行い、受注者希望型では補正を行いません。

Q30：工事PR用紙に週休2日制試行工事である旨を記載する必要はありますか。

A30：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなどの工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設産業における労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日・祝日等を休工日とする予定ですが、これによりがたい時は、平日を休工日に振り替えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

Q31：週休2日制の取り組みを証明してもらえませんか。

A31：令和4年12月8日から施行となった要綱が適用の工事より、休日の現場閉所の取組結果について、工事完成確認通知書に、「本工事は休日の現場閉所 100%を達成した工事です」「本工事は休日の現場閉所 87.5%以上 100%未滿を達成した工事です」「本工事は休日の現場閉所率 75%以上 87.5%未滿を達成した工事です」と表記して通知します。